

出来事（2017年1月）

1. 新規の食品添加物の指定

1月の新規指定はありません。

現在、ステアリン酸マグネシウムの使用基準の改正（カプセル剤及び錠剤の形状のいわゆる「健康食品」にも、使用可能とする。）と炭酸カルシウムの使用基準の改正（削除）の手続きが進められています。

一方、アルミニウム含有食品添加物4品目についての食品安全委員会の審議は、厚生労働省からの資料提出待ちとなっています。厚労省から斉藤和子衆議院議員事務所への8月25日付けの回答では、「目途は立っていない。」とのことです。

- ・アルミノケイ酸ナトリウム（固結防止剤）
- ・ケイ酸アルミニウムカルシウム（固結防止剤）
- ・酸性リン酸アルミニウムナトリウム（膨張剤）
- ・カルミン（着色剤）

これらの4品については、12月1日（木）、参議院のTPP特別委員会で質疑応答がなされました。一方、1月23日の食安委・添加物専門調査会でも審議されず、評価の中断が継続しています。

2. 食品添加物・加工助剤の規制緩和

食品安全委員会添加物専門調査会で審議されてきた食品添加物・加工助剤の規制緩和に向けての健康影響評価に関する指針（案）が、1月23日の同調査会で了承されました。間もなく意見募集が実施されます。

3. 遺伝子組換え食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え添加物（25品目）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000071167.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え添加物リスト（73品目）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000071168.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え添加物（3品目）

エキソマルトテトラオヒドロラーゼ（MDT06-228 株、ダニスコ社）

リパーゼ（JPAo001 株、ノボ社）

ホスホリパーゼ（ホスホリパーゼ C、PRF 株、DSM 社）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000071169.pdf>

*ホスホリパーゼCは、リン酸エステル基の直前でリン脂質を切断する酵素群の総称です。

4. 第9版添加物公定書

食品添加物公定書の改正のための「食品、添加物等の規格基準」の一部を改正する意見募集（12月1日～30日）。現在、WTO通報中です。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160268&Mode=1>

5. トクホ、内閣府令の改正（再審査）にかかる意見募集

内閣府令の第5条（再審査）の1項に、「安全性又は効果についての新たな科学的知見を得たときは、消費者庁長官に報告しなければならない。」を加える件についての意見募集（パブリックコメント）が実施されました（12月5日～2017年1月4日）。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080036&Mode=0>

6. 機能性表示食品の届出

消費者庁のホームページ「機能性表示食品に関する情報」に掲載されている品目を消費者庁の区分に従って、集計すると以下のようになります。

2015年度

サプリメント	その他加工食品	生鮮食品	合計	撤回
145品目	162品目	3品目	310品目	6品目

<http://www.caa.go.jp/foods/index23.html>

2016年度（2017年2月27日現在）

サプリメント	その他加工食品	生鮮食品	合計	撤回
132品目	205品目	2品目	339品目	0品目

<https://www.fld.caa.go.jp/caaks/cssc01/>

届出資料の公表が販売日直前となっており、いわゆる「販売前60日」ルールが全く機能していません。また、届出書類の変更も多いようです。制度の欠陥だと思われます。

7. 食安委の標準処理期間の実績報告

1月27日、食安委は、「企業申請品目について、平成28年は77件の評価結果を通知し、標準処理期間を超過したものは2件であった。」と報告しました。1月17日の会議資料として公表されました。 <https://www.fsc.go.jp/fsciis/meetingMaterial/print/kai20170117fsc>

8. 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」の制定に関する意見募集

厚労省は、1月12日、「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」の制定に関する意見募集を開始しました（2月10日まで）。

食品の表示についても、「第2 アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項」の「（2）今後取組が必要な施策」の中で、「ク 国は、アレルギー疾患を有する者の食品の安全の確保のため、アレルギー物質を含む食品に関する表示等について科学的検証を行う。食品関連業者は表示制度を遵守し、その理解を図るため従業員教育等を行う。さらに地方公共団体は表示の適正化を図るため、監視指導計画に基づき監視等を実施する。また、国は関係業界と連携し、外食事業者等が行う食物アレルギー表示の適切な情報提供の取組等を推進する。」とされています。

9. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

- ①福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷が制限されています(1月17日現在)。 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001a3pj-att/2r9852000001a3rg.pdf>
- ②1月も、新たな出荷制限の設定はありません。(1月27日現在)

10. FDA 着色料としての「野菜ジュース」と「果実ジュース」の規制の明確化

12月13日、米国FDAは、着色料としての「野菜ジュース」と「果実ジュース」の規制を明確化し、パブリックコメントの実施中です(12月14日～60日間)。

紫トウモロコシ、紫イモ、赤キャベウ、赤ビート等は、OK。

紅花、クチナシ、ハイビスカス、Huito fruit (Genipa americana) 等は、NO。

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm529497.htm>

11. FDA ゲノム編集でパブコメ

DAは、1月19日付けの官報で、2つのガイダンスに関する意見を求めました。

(期限：4月19日)

- ①食品に使用される新たな植物品種におけるゲノム編集

[gov/fdsys/pkg/FR-2017-01-19/pdf/2017-00840.pdf](http://www.fda.gov/oc/ohrt/2017-01-19/pd/2017-00840.pdf)

- ②意図的にゲノムDNAを変えた動物の規制

[gov/fdsys/pkg/FR-2017-01-19/pdf/2017-00839.pdf](http://www.fda.gov/oc/ohrt/2017-01-19/pd/2017-00839.pdf)

12. CODEX のためにアフリカの声を一つに

アフリカの大陸は、1,170万平方キロメートルをカバーし、54の非常に多様な国々で構成されており、域内の貿易は、年間500億ドルを超えています。1月16日～20日、CCAFRICAには、49カ国の代表がケニアのナイロビに集まり、食品の安全性と貿易問題について会合したとのことです。<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/roster/detail/en/c/463338/>

13. 中国産食品添加物の玉不足と価格高騰

中国における環境対策の影響で、中国産食品添加物の玉不足と価格高騰が現実味を帯びてきており、業界紙も報じています。グリシン、ビタミンC、クエン酸、スクラロース等です。

14. 輸入食品監視指導計画

平成29年度の輸入食品監視指導計画が公表され、意見募集が行われています。

(期限：2月22日)

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160355&Mode=0>

15. 輸入食品の違反事例

- ベトナムから阪和興業株式会社が輸入した「加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱)：えび類」の命令検査で、エンロフロキサシン0.02ppm検出に成分規格不適合とされ、廃棄、

積戻し等が指示されました。また、伊藤忠商事株式会社が輸入した「冷凍養殖むき身えび」の命令検査で、エンロフロキサシン 0.03ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

*エンロフロキサシン：ニューキノロン系殺菌剤

- ・三菱商事株式会社がタンザニアから、兼松株式会社がミャンマーから輸入した「ゴマの種子」の命令検査で、イミダクロプリドが食品衛生法第 11 条 3 項に基づきヒトの健康を損なうおそれのない量として定められた量を超えた残留が認められたことから、廃棄、積戻し等が指示されました。

*イミダクロプリド：クロロニコチニル系殺虫剤

(作成：2017 年 1 月 27 日)